

許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖 [※] を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

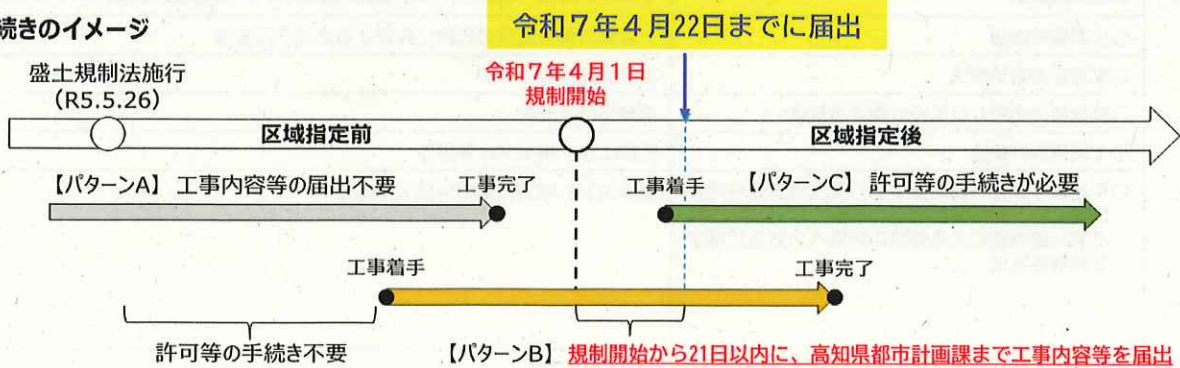
工事等の届出について (建設事業者が自社所有の残場等を整備する場合など)

○区域の指定の際、区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から**21日以内に当該工事について届け出なければならない。**(法第21条第1項・第40条第1項)

<届出する内容>

- ・届出書(指定様式)
- ・図面(位置図、地形図、土地の平面図)
- ・盛土、切土、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真

■手続きのイメージ



都道府県知事等が届出を受理したときには、**下記の事項を公表。**(法第21条第2項・第40条第2項)

- ①宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図、
- ②工事の届出年月日、
- ③工事施行者の氏名又は名称、
- ④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日、
- ⑤盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ、
- ⑥盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積、
- ⑦盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

許可を要しない工事

公共施設用地

- 道路（林道を含む）、公園、河川（**法第2条第1号**）
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設（**政令第2条**）
- 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設（**省令第1条第1項**）
- 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（**政令第2条、省令第1条第2項**）

その他法の対象外となる行為

- 農地及び採草放牧地において行われる**通常の営農行為**
（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）
なお、上記の「通常の営農行為」の範疇については高知県農業基盤課へ問合せをお願いします。

災害の発生のおそれがないと認められるもの

法第12条第1項ただし書等 ⇒次ページの表

許可を要しない工事（災害の発生のおそれがないと認められる工事）

- 法第12条第1項〔法第30条第1項〕に**適用除外対象行為**が定められており、許可・届出等が不要となる。
- なお、**監督処分の対象とはならないが、規制対象には該当するため危険な場合には改善命令の対象になり得る。**

政令	○鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
	○鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）
	○採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
	○砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令	○土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
	○火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う電子力発電所の事故により放出された放射線物質による環境の汚染への対処に関する特別処置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
	○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設、運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構	
	○次に掲げる土地の形質変更に関する工事 ・高さが二メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートルを超えないもの	
	○次に掲げる土石の堆積に関する工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300 m ² を超えないもの ・土石の堆積に関する工事のうち、高さ2 m以下であって、盛土又は切土をする地盤面標高の差が30 cmを超えない盛土又は切土をするもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付	